

議事の公開の取り扱いについて（案）

- 1 本研究会は、現在及び将来のベンチャー業界における取り組みや課題等について、構成員の方々の自由闊達な議論を促進する必要がある、個別企業の経営戦略や資金計画、特定個人に関する内容に言及する可能性が高いことから、研究会及び議事録は、非公開とする。
- 2 議事内容の透明性を確保する観点から、議事要旨を公開する。
議事要旨は発言者が特定されないよう作成し、座長の了解を得て公開する。
- 3 研究会に提出された資料は、原則として公開する。ただし、公開されることにより、率直な意見交換が損なわれるおそれがあるもの等（公開しないことを前提に関係者から提出された資料等）は非公開とする。